

平成30年度 リハビリテーション訪問・相談事業 実施要領

京都府健康福祉部
リハビリテーション支援センター

(目 的)

京都府の総合リハビリテーション体制の整備の一環として理学療法士や作業療法士、言語聴覚士のリハビリテーション専門職のいない障害福祉サービス事業所等へリハビリテーション専門職員を派遣し、利用者が二次障害の発生や廃用症候群を予防することや、また持てる機能を発揮し、その人らしくよりよい生活を送れるよう、生活に関わる人々がリハビリテーションの概念を理解し日常生活や社会参加を送っていくための支援の中にリハビリテーションの視点を取り入れることができることを目指します。

(対 象)

- 1 京都府域の障害福祉サービス提供事業所・施設
- 2 京都府域の高齢者福祉サービス事業所・施設
- 3 上記以外であっても支援が必要と判断された施設

(事業者)

- 1 圏域地域リハビリテーション支援センター（以下「地域リハ支援センター」という。）
 - 丹後地域リハビリテーション支援センター（丹後中央病院）
 - 中丹東地域リハビリテーション支援センター（舞鶴赤十字病院）
 - 中丹西地域リハビリテーション支援センター（市立福知山市民病院）
 - 南丹地域リハビリテーション支援センター（京都中部総合医療センター）
 - 京都市域京都府地域リハビリテーション支援センター（がくさい病院）
 - 乙訓地域リハビリテーション支援センター（済生会京都府病院）
 - 山城北地域リハビリテーション支援センター（京都岡本記念病院）
 - 山城南地域リハビリテーション支援センター（京都山城総合医療センター）
- 2 京都府リハビリテーション支援センター（以下「府リハ支援センター」という。）

(内 容)

- 1 事業所、施設からの申し込みがあった後に地域リハ支援センター、府リハ支援センター双方で連絡、調整し事業所、施設の希望に基づき地域リハ支援センターのコーディネーター（以下単に「コーディネーター」という。）と支援計画をたて、支援計画に応じて訪問の日程、担当職種を調整する。
- 2 府リハ支援センター職員の訪問回数は年間4回を上限とし、支援計画に基づきコーディネーターとともに訪問、相談に対応する。
- 3 訪問時間はおおよそ2～3時間程度とする

(対 応)

- 1 訪問・相談に対応できる内容は下記に示すが、現場の状況により臨機応変に対応する。
 - ① リハビリテーションの基礎的知識・技術に関すること
 - ② 生活環境・福祉用具等に関すること
 - ③ リハビリテーションに関する多職種間の連携に関すること
 - ④ 摂食・嚥下障害やコミュニケーション障害に関すること
 - ⑤ その他（相談、支援が必要と考えられること）
 - ⑥ 上記①から⑤の内容の職員に対する研修会講師

2 相談内容に応じて職種別に対応することとする。

(手 順)

1 申し込み

- ①相談・支援を希望する施設は、地域リハ支援センターもしくは府リハ支援センター宛に様式1、様式2にてファックス等にて申し込んでもらう。
- ②地域リハ支援センターへの申し込みの様式は問わない。
- ③地域リハ支援センターに申し込みがあった場合はコーディネーターが対応する。府リハ支援センターに支援を要請する場合は府支援センターに連絡する。
- ④府リハ支援センターに申し込みがあった場合は速やかに当該圏域の地域リハ支援センターに連絡する。〔(内容)2のとおり〕

2 訪問

初回訪問

- ①担当責任者による施設の概要の説明とオリエンテーションを受ける。
- ②担当責任者から事前に受けた相談・支援の要望について確認する。
- ③コーディネーター、府リハ支援センター職員の関わり方、支援の入り方を相談、決定する。

2回目以降

- ①初回の質問について回答したことについて実施後の状況を聞く。
- ②継続した問題・新たな問題があれば対応する。

最終回

- ①今まで相談・支援の内容のまとめを踏まえた質問会や勉強会などの開催。
- ②今後の方針の明確化。

(その他)

- 1 本事業は個人を対象とした支援ではなく、個人を支援する事業所・施設への支援である。
- 2 支援内容について必要に応じて地域リハ支援センター、保健所、府リハ支援センターで協議する。